03 ダイバーシティ 教育

１　高等学校における教育のあり方について

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、１単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。

（２）制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。

（３）オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。

（４）特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。

また、特別免許状の国における一定の授与基準・目安の提示、並びに高度に専門的な知見を有する外部人材を対象に、教科の専門分野に関する勤務経験等の要件の短縮を図ること。

＜現状・課題＞

情報通信技術の革新やコロナ禍などを経て、オンライン会議・テレワーク等が浸透し、就業形態、雇用形態は大きく変化している。また、生成ＡＩ等デジタル技術の発展、世界の気候変動や自然災害、紛争をはじめとする世界情勢の混迷など、社会の状況は劇的な変化が進み予測困難な時代が到来している。

全ての子供の可能性を引き出し、学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や幸福（Well-being）を実現するためには、学習の成果を生徒が生涯を通じて保持し続け、努力や成果を振り返りながら自己肯定感や学習意欲を高めていく視点が重要である。

こうした状況の中、学校教育においては、国における様々な制度改善、各教育委員会や学校における工夫などにより、社会変化に対応する教育を実践してきた。高等学校の教育については、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており、社会の変化に速やかに対応していく必要がある。

しかし、多くの高等学校では、集団の生徒に対し、教員が教室での学びを中心に授業を行うといった教育のスタイルに留まっており、根本的な変化を遂げることができずにいる。

高等学校への進学率は約 99%に達し、積極的に学びに向かうことができない生徒や、知識を現実の社会と結び付けて理解することが難しい生徒、外国に背景のある生徒など多様な生徒の個別のニーズに対応することが求められている。彼らの入学動機や進路志望、興味・関心や学習経験・意欲・背景にある生活環境等は、一人一人それぞれに異なり、非常に多様なものとなっている。

そこで、学校における学びの在り方そのものの根本的視点から見直しを図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、全ての生徒がそれぞれの興味関心に応じて自ら伸び育つ教育を展開しなければならない。

このような喫緊の課題に対し、デジタルとリアルの最適な組合せにより学校内外で学ぶことができるよう、学び方や教え方の学習基盤の変革、学習指導要領等の柔軟で弾力的な運用、教員が学びの伴走者として生徒に対応する意識改革などを推進し、「新たな教育のスタイル」への転換を早期に実現していく必要がある。

こうした観点から、特に重要な事項として、以下要求する。

＜具体的要求内容＞

（１）現代の子供の課題を解決する教育を実現するためには、より柔軟で個別最適な学校づくりが必要であることから、学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、１単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。

（２）制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。

（３）制度の見直しや柔軟な運用を実現する際、オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。

（４）最新の知識や技術を生かした高度で専門的な学びを実現するため、外部の専門人材を学校で柔軟かつ即座に活用できるよう、特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。特に、学校が独自の新たな学校設定教科・科目を設置する際の指導者について、優れた知識経験等を有する社会人等を確保するため、特別免許状の授与基準・目安の提示や、勤務経験等の３年要件の短縮を求め、迅速な確保に繋げるとともに、授業のみならず、評価や単位認定等を含め、年間を通じて教科・科目を担当できるよう改善を図ること。

２　教育のデジタル化の推進に向けた支援

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和 11 年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

（２）一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和 11 年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。

（３）端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Ｗｅｂフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のＩＣＴ利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（４）校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（５）ヘルプデスク設置、ＩＣＴ支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にＩＣＴ支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。

（６）次世代校務ＤＸ環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（７）校務ＤＸを幅広く実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。

（８）モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。

（９）令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。

(10)「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027 年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。

(11) 一人１台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。

(12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。

(13) 公立学校における生成ＡＩ等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、補助金による必要な財源措置をすること。

(14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方とそこに向かう工程を示すと共に、調査研究・採択に係る基準、ＡＩ等のデジタルツールの活用など事務負担の軽減に係る検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

＜現状・課題＞

緊迫する国際情勢、人口減少・少子高齢化に加え、デジタルが急激に進展する大変革の時代である。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人１台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ＩＣＴを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人１台端末等を整備する「ＧＩＧＡスクール構想」を前倒し、都では令和３年度までに全ての区市町村立学校において一人１台端末の整備が完了した。

一人１台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ＩＣＴ支援員やＧＩＧＡスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるＩＣＴ支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和７年７月に文部科学省より公表された「令和７年度　全国学力・学習状況調査」結果では、一人１台端末等のＩＣＴ機器を「ほぼ毎日」「週３回以上」活用すると回答した割合が、小学校では96.5%、中学校では94.3%となるなど、一人１台端末の利活用は前進した。今後も、デジタル教科書の導入や一人１台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人１台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人１台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

国は、令和５年度補正予算において、予備機を含む一人１台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、５年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、１台当たりの補助基準額はこれまでの４万5,000円から５万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和７年度補正予算までにおいて、令和10年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人１台端末の整備に必要な経費の内、地方負担分については、地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人１台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和11年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和11年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人１台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。このため、指導者用端末や予備端末等の更新費用につ

いても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人１台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備、Ｗｅｂフィルタリング機能の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。加えて、端末更新に当たっては、既存端末について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく認定事業者への処理委託を行う等、再使用又は再資源化を含め適切な処分が必要となる。このため、これに要する費用に対しても財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のＩＣＴ支援体制について、国は、一人１台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和３年度第一次補正予算から「ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和５年度において、自治体が連携してＧＩＧＡスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしたが、当該事業自体も令和６年度に廃止された。令和７年度から令和９年度までは地方財政措置としたが、補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ＩＣＴに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

ＧＩＧＡスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人１台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。文部科学省は、学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善等に対する補助金を措置するとした。

しかし、国が設定している当該事業の１校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に必要な経費を十分に充当できていない。令和８年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするＩＣＴ支援員が欠かせない。国は令和３年度、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部を改正し、ＩＣＴ支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ＩＣＴ支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。地方財政措置は令和９年度まで措置されることとなったが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援を一層充実していく必要がある。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきた。しかし、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校

務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であることから、一人１台端末の整備とクラウド活用を核とする教育ＤＸや働き方改革の流れに適合しなくなってきている。

こうした状況に鑑み、国は、自治体の次世代校務ＤＸ環境整備に係る初期費用を財政支援することとしたが、国が掲げたＫＰＩを達成するためには、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行う必要がある。また、学校全体の校務ＤＸを推進するためには、統合型校務支援システムだけでなく、その周辺システムであるダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツール等の一体的な整備・導入が重要であることから、これらに要する経費の財政支援が必要である。さらに、モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等の補助制度について、ＩＣＴを活用した家庭学習の重要性が増す中で、モバイルＷｉ－Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援が必要である。

また、令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のＩＣＴ環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

一人１台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや､都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

都では、高校段階における一人１台端末整備において、一人一人の進路実現に資するために家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で活用していくことが必要であることから、保護者負担による整備を行っているが、昨今の物価上昇等の影響により同一性能の端末を導入するに当たっても端末価格は年々上昇している。国は、高校段階一人１台端末整備事業を実施する都道府県に対して、端末整備費用に係る財政支援を実施することが必要である。

生成ＡＩなど先端技術の発展は日進月歩である。国は令和６年 12 月に「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」において、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を具体的に示したが、学校現場での活用のためには、人員及び環境の整備が不可欠である。

国では、デジタル教科書について、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生までを対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約５割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

また、デジタル教科書を巡る動向として、令和３年６月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和４年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和６年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。さらに、令和８年４月７日にデジタル教科書を正式な教科書とする学校教育法改正案などの関連法案が閣議決定された。上記の状況を踏まえ、デジタル教科書の調査研究・採択の際の判断基準、具体的な活用方法等について更に検討を進める必要がある。

併せて、「主たる教材」としてのデジタル教科書の内容が示されないまま、従来の紙の教科書のように、文部科学省検定年度の３月末に検定結果の公表、翌年度４月末までに見本本の送付、その後に調査研究項目の設定・調査研究方法の検討及び実施、東京都内の各設置者に対し指導助言を行い、８月末までに教科書採択を行うスケジュールで調査研究及び採択を行うことは不可能である。

さらに、教科書関係業務は内容が複雑・多岐であり、作業量も膨大であることから、関係する職員の事務負担は極めて大きい。今後、デジタル教科書が正式な「教科書」となることで作業量が更に増えることが予想されることから、負担軽減のための方策を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和 11 年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

（２）一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和 11 年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。

（３）端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Ｗｅｂフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のＩＣＴ利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（４）校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（５）各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ヘルプデスク設置及びＩＣＴ支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にＩＣＴ支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。

（６）次世代校務ＤＸ環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（７）学校全体の校務ＤＸが実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財

政支援を行うこと。
（８）モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
（９）令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
(10)「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027 年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
(11) 一人１台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
(12) 義務教育段階を一人１台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
(13) 公立学校における生成ＡＩ等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、必要な財源措置をすること。
(14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存するが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう工程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

併せて、2030 年度にデジタル教科書も正式な教科書として導入するまでの工程等の全体像を速やかに示すこと。なお、デジタル教科書の調査研究にあたっては、項目及び方法の検討を行う相応の期間が必要となるため、見本本を提供されてから最低でも１年間以上の期間をとること。

また、工程の検討にあたっては、適切に教科書の採択が行えるよう、各設置者の意見を反映させるとともに、明確な判断基準を示し、活用可能な資料を適宜提供すること。

さらに、その後の年度においても、十分な調査研究期間を設けるため、教科書検定や見本本提供時期、教科書採択期限等について、見直しを含め適切な時期に設定をすること。

加えて、教科書関係業務（検定、採択、調査研究など）にＡＩ等のデジタルツールを活用することで、事務負担の軽減や働き方改革に繋がると期待する。ついては、ＡＩ等のデジタルツールを用いることによる著作権に係る課題の解決に必要な検討を早急に進め、検討結果を速やかに示すこと。

３　教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
（２）学びの多様化学校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
（４）その他、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

＜現状・課題＞

昨年度文部科学省が実施した、令和６年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では 344,185 人、都内公立小・中学校では 31,335 人であり、依然高い水準にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校を設置している。

国においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和５年３月 31 日）及び「不登校児童生徒への支援の充実につい

て（通知）」（令和５年 11 月 17 日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和６年度問題行動等調査によると、全国に 1,873 施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は 31,923 人で、不登校児童・生徒全体の約 9.3%に過ぎない。このうち都では、区市町により 98 施設が設置され、3,667 人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約 11.7%という状況である。

また、学びの多様化学校については、令和８年４月現在、全国で 84 校しかなく、そのうち都内公立学校は 10 校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。

都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校を早期に整備できるよう、教員の配置や、新設時の環境整備に必要な経費の補助等の支援を行い、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校の子供が多い小・中学校に、校内教育支援センター支援員が配置できるよう、経費を補助したり、不登校対応を専門に担い、授業や担任をもたずに複数の中学校を巡回する教員を配置したり、中学校の空き教室を利用し、教科を指導する複数の教員を配置するチャレンジクラスを設置したりするなど、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成 29 年２月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや学びの多様化学校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（法第 10 条及び第 11 条）。

さらに、法第７条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成 29 年３月 31 日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援

不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。

（２）学びの多様化学校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

（４）不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

４　学校における働き方改革の実現

（提案要求先　文部科学省・スポーツ庁・文化庁）
（都所管局　教育庁）

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

＜現状・課題＞

学校における働き方改革については、国において、令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 68 号）」（以下「給特法改正法」という。）が成立し、教員の処遇改善とともに、学校における働き方改革の一層の推進のため、令和 11 年度末までに時間外在校等時間を月平均 30 時間程度にするという目標等が定められるとともに、教育委員会に対しても業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表等が義務付けられ、教育委員会として様々な取組の実行が求められている。

都教育委員会は、令和５年度から令和８年度までの４年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）を令和６年３月に策定し、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合を０％とするなどの目標を設定している。

その実現に向けて、外部人材の活用やＤＸの推進を積極的に進めるとともに、学校における業務のアウトソーシングやコンサルタントを活用した業務改革支援、ダッシュボードを活用した在校等時間の見える化など、様々な取組を進めている。

こうした状況の中、都内公立学校においては、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等が連携して働き方改革に総合的に取り組み、令和７年度時点で、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合は減少傾向にあるなど一定の進捗がみられている。

しかしながら、都の掲げた月 45 時間を超える教員の割合を０％とする目標及び、法で定められた月 30 時間程度の目標達成に向けては、更なる取組が必要であり、都教育委員会は給特法改正法の内容を踏まえ、現行の実行プログラムを「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けるとともに、令和８年度中の改定も予定している。

国、都及び区市町村、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、教員の働き方改革の効果を確実にあげていくためには、国による更なる支援が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）全国共通の本質的課題である「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直しや校務のＤＸ化、学校マネジメントの強化、指導・運営体制の充実など、業務量の削減や実効性の高い施策の充実を図ること。

　また、施策の実施に当たって、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対して確実に財源を措置すること。

（２）教育職員の勤務状況等に関する状況把握、業務分担の見直しや適正化に必要な環境整備等の教育委員会が行う在校等時間の長時間化を防ぐための取組について財政的支援等を行うこと。

①　業務の適正化に向けて学校・教員以外でも担うことが可能な業務のアウトソーシングに係る経費や、コンサルタントを活用して学校の業務改革を支援する経費について、財政的支援を行うこと。

②　教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）や、小学校において副担任相当の業務を担う外部人材、副校長を補佐する外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するなど、財政支援を充実すること。なお、スクール・サポート・スタッフの通勤手当相当の経費及び副担任相当の業務を担う外部人材の人材派遣による配置も補助対象経費とすること。

③　小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。

④　校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭、校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。

⑤　専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。また、自治体によって学校数や部活動設置数等の規模が異なることから、地域の実態に応じた部活動の円滑な地域展開等を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。